【期末レポート】政策分析・立案の基礎 51218007 公共管理コース1年 加藤裕介

■表題 : 選択的夫婦別姓(別氏)制度を導入するべきか。

(副題)旧姓の通称使用の拡大は、選択的夫婦別姓制度の導入に代替できるのか。

目次

I I	序論	1
1	選択的夫婦別姓制度導入の是非をめぐる背景	1
2	本レポートのリサーチクエスチョン	2
3	旧姓の通称使用の拡大に対する、選択的夫婦別姓制度導入賛成派・反対派双方のロジックモデル	2
	①賛成派の主張	2
	②反対派の主張	3
	③「旧姓の通称使用の拡大」のロジックモデルから見る、賛成派・反対派の主張	3
4	序論のまとめ	6
	「旧姓の通称使用の拡大が選択的夫婦別姓制度導入に代替可能である」との説のさらなる分析	6
1	記述的視点による分析	6
	①定性的手法:賛成派が主張する「7つの指摘」が実際に生じているのかの因果プロセスの検証	6
	②定量的手法	7
	a:旧姓の通称使用の行政コスト	7
	b:選択的夫婦別姓への支払意思	8
	③理論的手法:選択的夫婦別姓制度は、パレート改善を促す政策ではないのか	9
	④ II -1のまとめ~「指摘4(改姓によるアイデンティティの喪失)に対し、選択的夫婦別姓制度の導入は、旧姓の	生の
	通称使用の拡大と比べて、効果がない」とする帰無仮説の検証~	.11
2	規範的視点による分析	12
	①功利主義の観点からの、選択的夫婦別姓制度導入の是非	12
	②功利主義では説明しきれない側面について	12
	a:倫理学的側面から(義務論)	12
	b:平等の観点から	13
П		14

■ I 序論

1 選択的夫婦別姓制度導入の是非をめぐる背景

選択的夫婦別姓制度とは、「夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度」 (法務省)¹である。法律上は「選択的夫婦別氏制度」との呼称だが²、本レポートでは一般に用いられる「選択的夫婦別 姓制度」を用いる。婚姻に際し、男性または女性のいずれか一方が、必ず氏を改めねばならないことによる不便・不利益、アイデンティティの喪失などを背景に、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見がある。

選択的夫婦別姓制度に関する課題提起自体は 1955 年からある(浅倉・二宮 2021)3が、導入を検討する行政の

-

¹ 法務省「選択的夫婦別氏制度(いわゆる選択的夫婦別姓制度)について」https://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html (2022/1/1 最終アクセス)

² 法務省,同上

³ 浅倉むつ子・二宮周平、「ジェンダー法研究」第8号,2021年12月,信山社,pp.4

具体的な動きとしては 1996 年法制審議会による導入提言があげられる。改正法案は 1996,2010 年の二度準備されるも、国会提出に至らなかった。最近では、2020 年 12 月閣議決定 第5次男女共同参画基本計画の当初政府原案に選択的夫婦別姓制度の導入に関する積極的記述が盛り込まれる動きがあったが、反対派の押し戻しにより削除されるなど、活発な議論が交わされている。

2 本レポートのリサーチクエスチョン

本レポートでは、「選択的夫婦別姓制度を導入すべきか」という問いについて、「旧姓の通称使用の拡大は、選択的夫婦別姓制度の導入に代替できるのか」を中心に据えて、記述的視点・規範的視点から分析を行う。

後述するが、反対派の主張の中心には「旧姓の通称使用の拡大によって、選択的夫婦別姓制度導入に代替可能である」との考えがある。本レポートでは、II1①賛成派が主張する「7つの指摘」(後述)が実際に生じているのか、反対派の主張をもとに因果プロセスを検証する定性的手法、II1②定量的手法(a:旧姓の通称使用の行政コストの検証、b:選択的夫婦別姓への支払意思額データを用いた研究)、II1③選択的夫婦別姓制度はパレート改善を促す政策ではないのかという観点からの理論的手法によって、選択的夫婦別姓制度をめぐる様々な観点を踏まえつつ、導入の是非を論ずる。そして、旧姓の通称使用の拡大によって、何がどの程度「代替可能」であるのかは直接判定し難いため、「7つの指摘」それぞれに対して検討を加え、なお最後に残る「指摘4(改姓によるアイデンティティの喪失)」について、「これに対し、選択的夫婦別姓制度の導入は、旧姓の通称使用の拡大と比べて、効果がない」という帰無仮説を設定し、これを棄却しうるのかを検討し、選択的夫婦別姓制度導入の是非を明らかにすることを目指す。

そして、一方当事者の記述的視点からの主張(定性的手法・定量的手法による分析結果)が概ね正しいと結論付けられたとしても、反対当事者が納得しないと想定し、規範的視点として II 2①功利主義からその理由を分析し、その上で功利主義の観点からも生じうる論点についても、II 2②倫理学(義務論)の観点から検証し、賛成派・反対派それぞれの主張について論を深める。

最後に、以上の分析を踏まえて、選択的夫婦別姓制度を導入すべきかどうかについての結論を述べる。

3 旧姓の通称使用の拡大に対する、選択的夫婦別姓制度導入賛成派・反対派双方のロジックモデル

①賛成派の主張

選択的夫婦別姓制度導入をめぐっては、1996 年の法制審議会答申以後、政府は主に旧姓の通称使用拡大という政策で対応してきたが、その限界に関して表1の7つの指摘がある(内閣府 2020)⁴。(以降、以下の限界に関する指摘を「7つの指摘」と総称する)

また、現行の民法下における夫婦同氏制度の憲法適合性が争われた裁判において、最高裁判所大法廷は平成27(2015)年と令和3(2021)年の二度にわたり夫婦同氏制度は多数意見(11名の裁判官)により憲法24条に違反しないと判断されているが、平成27年最高裁大法廷判決では5名、令和3年最高裁大法廷判決では4名の裁判官が憲法違反とする反対意見をだしており、令和3年判決では、旧姓の通称使用拡大は、選択的夫婦別姓を導入しない理由にはならない点を指摘している。令和3年判決では「そもそも旧姓の通称使用は、婚姻によって氏を変更した当事者が有する生来の氏名に関する人格的利益の喪失とそれによる不利益を一定程度のみ解消させるものでしかな」く、「旧姓使用の拡大の事実は、夫婦同氏制の合理性の説明を空疎化し、夫婦同氏制自体の不合理性を浮き彫りにするものといえる」点、「旧姓を使用する本人にとっては、ダブルネームである限り人格的利益の喪失がなかったことになるわけではないから、氏の変更によって生じた本質的な問題が解決されるわけではなく、かつダブルネームを使い分ける負担の増加という問題が新たに生ずる」点、「社会的なダブルネーム管理コスト(例えば、企業や組

⁴ 内閣府 計画実行・監視専門調査会「資料 3-4 旧姓の通称使用の限界に関する指摘の例」2020 年 9 月 30 日 https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_kanshi/siryo/pdf/ka3-3-4.pdf

織においては、一人の社員のために二つの名前を管理しなければならないが、これにはコストがかかる。)や、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させるという不合理な結果も生じさせる。5」などが指摘されており、「7つの指摘」が司法の場でも問われている。

#	内容	具体例					
指摘1	旧姓の通称使用ができない又はできない場合がある 手続等	税金関連の手続税務書類申告書等、納税通知書等、銀行口座一部で非対応、クレジットカード 個社により異なる					
指摘2	本人、企業等の経済的なコスト、負担等	本人の旧姓併記、改姓の手続等にかかる金銭的負担、時間的負担、企業、団体等における人事、給与管理上の負担通称及び戸籍名の2つの名前の管理のためのシステム改修等のコスト、人事、給与手続の煩雑化等、個人識別の誤りのリスクやコストの増大					
指摘3	本人の心理的な負担等	改姓や旧姓併記により婚姻、離婚等のプライバシーが公になる、通称名と戸籍名の2つの姓の 使い分けや併用に伴う負担や混乱 等					
指摘4	改姓によるアイデンティティの喪失						
指摘5	 婚姻の妨げになっている 	実家の名字の存続の問題、事実婚の選択 等					
指摘6	渡航や外国生活における支障	旧姓の使用場面が限定、パスポートの戸籍名と通称との違いに関し説明が必要					
指摘7	女性活躍の妨げになっている	改姓による業績、研究実績論文、特許等、経歴の分断等、事業承継における困難 等					
	the Form of King						

表1:「7つの指摘」

内閣府 計画実行・監視専門調査会「資料3-4旧姓の通称使用の限界に関する指摘の例」2020年9月30日より加藤作成

②反対派の主張

先述の通り、夫婦の氏に関する各規定の憲法適合性は、司法の観点から多数意見を以て確認されており、これを司法上の裏付けとしている。令和3年最高裁決定において、「平成27年大法廷判決以降にみられる社会の変化(女性の有業率の上昇,管理職に占める女性の割合の増加等)や国民の意識の変化(選択的夫婦別氏制の導入に賛成する者の割合の増加等)などの諸事情等を踏まえても、同判決の判断を変更すべきものとは認められない」⁶とされ、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と、夫婦の氏に関する制度は、司法の場から、再び立法府(=国会)へとバトンが渡されている。

立法府、とりわけ自民党を中心⁷とする反対派国会議員の主な主張を見ると、「旧姓使用の拡大で対応可能」という内容が有力といえる。自民党反対派国会議員で構成される「『絆』を紡ぐ会」共同代表の山谷えり子参議院議員は、マイナンバーカードやパスポートの旧姓併記利用について、自身は不都合なく利用できていると語る⁸。また、反対の立場をとる根底には、「家族の絆を保つのが難しくなる」「子どもにとって好ましくない影響がある」「子供の名前を両親のどちらの姓にするのか決めるときに対立構造が生まれる」⁹といった旧来の家族制度を維持する観点や、「日本は日本、外国は関係ない。堂々と日本として守っていけばいい」¹⁰など、国家観への思いがみられる。

③「旧姓の通称使用の拡大」のロジックモデルから見る、賛成派・反対派の主張 行政の行う政策は、何らかの政策効果を意図しているが、政策実施から政策効果につながる論理的関係を示した

⁵ 内閣府 計画実行・監視専門調査会「資料 3-5 夫婦の氏に関する令和 3 年最高裁決定について」2020 年 9 月 30 日 https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_kanshi/siryo/pdf/ka3-3-5.pdf

⁶ 内閣府 計画実行・監視専門調査会「資料 3-5 夫婦の氏に関する令和 3 年最高裁決定について」2020 年 9 月 30 日 https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku kanshi/siryo/pdf/ka3-3-5.pdf

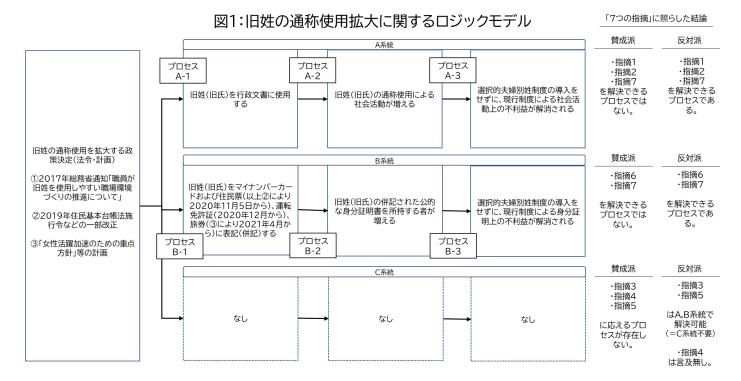
⁷ 例えば、自民党の反対派議員による「『絆』を紡ぐ会」など。

⁸朝日新聞, 2020年12月15日朝刊

⁹朝日新聞, 2020年12月15日朝刊

¹⁰ 朝日新聞, 2020年12月9日朝刊

ものがロジックモデルである¹¹。選択的夫婦別姓制度の導入の是非を巡っては、事実認識の差異や価値観の相違が 議論において入り混じるが、ここでは「旧姓の通称使用の拡大」に関するロジックモデル(図1)を作成し、賛成派・反 対派それぞれの主張を整理し、先述の賛成派の「7 つの指摘」に照らした論理的関係の妥当性を検討した。



近年「旧姓の通称使用の拡大」は、①「職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりの推進について」(2017 年 3 月 30 日総務省自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室事務連絡)②住民基本台帳法施行令など の一部改正 2019 年 11 月施行 といった法令で政策決定されている。また、③毎年 6 月をめどに決定される「「女 性活躍加速のための重点方針」などの行政計画にて方針が示されている。このロジックモデルにおいては、これら 法令・計画をロジックモデルの出発点に置いた。①「職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりの推進について」は、 2017 年 3 月の事務連絡に加え、「国の行政機関での職員の旧姓使用について」(平成 29(2017)年 8 月 31 日 各省庁官房長等申合せ)が改めて出され、行政機関の職員の旧姓使用の拡大が図られている12ことから、実質的に 行政文書における旧姓の使用拡大が図られている。ひいては、旧姓の通称使用による社会活動が行政活動に限らず 全般的に増大し、選択的夫婦別姓制度を導入せずとも社会活動上の不利益が解消されるとしてロジック A 系統を組 み立てた。また、②と③に紐づく、公的な身分証明上の旧姓の通称使用の拡大については、各種身分証明書への旧 姓(旧氏)の表記(併記)が図られ、旧姓併記の身分証明書を所持する者が増え、選択的夫婦別姓制度を導入せずとも 身分証明上の不利益が解消されるというロジック B 系統とした。たとえば、総務省は、住民基本台帳法施行令等の 一部改正の理由として、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、様々な活動の場面で旧 姓を使用しやすくなるよう、との累次の閣議決定等を踏まえ行われたものであると説明しており(総務省)13、旧姓の 通称使用の拡大をはかることで、旧姓をめぐる諸課題の解消というアウトカムを目指す方向性が現に存在する。そし て、後述するが、「7 つの指摘」のいくつかについては解となるプロセスが存在していないのではないかという論点 への賛成派・反対派の結論を示すために、「プロセスが無い」ことを示すロジック C 系統を敢えて図中に記載してい

¹¹ 授業第 2 週スライド pp.69

¹² 内閣府男女共同参画局「国家公務員・地方公務員の旧姓使用の状況について」2017 年

https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/jyuuten_houshin/sidai/pdf/jyu09-1-2.pdf

¹³ 総務省「住民票、マイナンバーカード等への旧氏の併記について」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/kyuuji.html (2022/1/4 最終アクセス)

選択的夫婦別姓制度をめぐり様々な論点があるが、ここではあくまでも「旧姓の通称使用の拡大に関するロジックモデル」についてみていく。先述の賛成派の「7 つの指摘」に照らせば、旧姓の通称使用拡大は、指摘1・2・6・7に対する解を与えるものと言える。逆に言えば、旧姓の通称使用拡大は、指摘3(本人の心理的な負担等)、指摘4(改姓によるアイデンティティの喪失)、指摘5(婚姻の妨げになっている)に答えていない(ロジック C 系統)。このため、そもそも賛成派の意にそぐう施策ではないともいえる。ただ、例えば平成 27(2015)年の最高裁大法廷判例は、氏名のもつ2つの機能として、①個人を他人から識別し特定する機能 ②個人の人格を象徴する機能 を指摘しており、これに照らし、①個人を他人から識別し特定する機能 としての側面に着目した際の、旧姓の通称使用拡大の、選択的夫婦別姓制度への代替可能性については賛成派・反対派双方の主張に照らして検討の余地がある(ロジック A,B 系統)。

賛成派は、「7 つの指摘」において、旧姓の通称使用が認められない事例の存在を指摘している(指摘 1)。旧姓の通称使用の拡大というインプット自体は、これらの解消を目指すものであり、様々なコスト(指摘 2)への批判に耐えながら政策を実施し、国内的に指摘 1 を解消する未来は、賛成派の主張に基づいても一定の可能性はあるといえるが、賛成派から旧姓の通称使用のためのシステム改修は無駄なコストであるとの批判がなされている¹⁴。しかし、指摘6(渡航や外国生活における支障)は夫婦同氏を法で定めている国家が現状日本国のみである中、日本国の施策のみで解決可能とはほぼ言えず、指摘7(女性活躍の妨げになっている)についても、グローバル環境において旧姓の通称使用の拡大では対応しきれない。よって、賛成派の主張に基づくならば、ロジック A 系統は指摘 1,2,7 を解決できず、ロジック B 系統は指摘 6,7 を解決できないという結論に至る。そして、繰り返しになるが、指摘 3,4,5 に対応するプロセスが存在しない(ロジック C 系統)のでこれらは解決できない、ということになる。

反対派は、旧姓の通称使用拡大を、選択的夫婦別姓制度を導入不要とする論拠の一つにしている。先述の賛成派に関する記述の裏返しとなるが、指摘6以外、すなわち国内においては、旧姓の通称使用拡大による対応可能性はあり、「国内において」という制限付きのロジックにおいて、すべてのプロセスを通過できると考えられる。なお、先述の山谷えり子参議院議員の旧姓利用において不都合を感じないとする発言や、マイナンバーカード等への旧姓併記が法令上認められた点や、その他士業の免許状等における旧姓表記も認められつつある点を挙げたうえで「実生活上、社会生活上、何か不便を感じることはほぼない」とする高市早苗衆議院議員15の発言などは、国内環境においては当てはまりうるが、グローバル環境における実際の不都合を念頭に置いたものであるかは不明である。また、反対派の主張はいずれも指摘 4 に応えるものでないことは論理的に指摘が可能である。改姓によるアイデンティティの喪失感は本人にしか実感できない感情であり、これを外的に論ずることは困難だからである。よって、反対派の主張に基づくならば、ロジック A 系統は指摘 1,2,7 を解決でき、ロジック B 系統は指摘 6,7 を解決できる、という結論にいたる。そして、指摘 3,5 はそもそもロジック A,B 系統で解決しているのでその他の対応は不要であるとの見解が導き出され、指摘 4 には言及しない、ということになる。

-

¹⁴ 井田菜穂(2019)「今週の一言 194 億円を投じた「旧姓併記」の限界と選択的夫婦別姓」,法学館憲法研究所,

http://www.jicl.jp/hitokoto/backnumber/20191111.html (2022年1月4日最終アクセス)

¹⁵ 変わる報道番組#アベプラ「自民党案から見えた選択的夫婦別姓 なぜ議論は大きく後退?慎重派の高市早苗議員に聞く『旧姓が使えるから社会生活で不便ほぼない』多様性の時代に必要な変化とは」https://abema.tv/video/episode/89-

⁶⁶ s99 p2448?utm_campaign=abematimes link article 8638156 ap free episode 89-

⁶⁶ s99 p2448&utm content=8638156&utm medium=abematv&utm source=abematimes&utm term=567186866.164 1189893 (2021年1月4日最終アクセス)

4 序論のまとめ

以上、選択的夫婦別姓制度の導入をめぐる背景と、賛成派・反対派双方の主張を踏まえ、「旧姓の通称使用の拡大」 に関するロジックモデルを検討した結果、姓を「個人を他人から識別し特定する機能」としての側面からみた、国内で の対応、という制限付きのロジック、すなわち指摘3・4・5を無視すれば、「旧姓の通称使用の拡大」が選択的夫婦別 姓制度の導入に代替する可能性を有することがわかった。

しかし、たとえ制限付きのロジックにおいても、指摘1・2・6・7について、本当に「旧姓の通称使用の拡大」がこれらを解決しうるのかさらなる検討が必要である。また、現に発生している事実の差異によるものとは別に、個人の尊厳に対する態度、家族観、国家観など価値観の相違によって、過大の捉え方は賛成派・反対派で隔たりは大きく、本章のロジックモデルではその部分には踏み込んでいない(ロジック C 系統として、不存在を明示したに過ぎない)。次章以降では、旧姓の通称使用の拡大が選択的夫婦別姓制度導入に代替可能であるとの主張に、記述的視点(その政策実施が、想定した政策効果をどのくらい実現するか)、および規範的視点(その政策効果はどのくらい望ましいものなのか)から、さらなる分析を加える。

■ II 「旧姓の通称使用の拡大が選択的夫婦別姓制度導入に代替可能である」との主張のさらなる分析

1 記述的視点による分析

①定性的手法: 賛成派が主張する「7つの指摘」が実際に生じているのかの因果プロセスの検証

定性的手法とは、「数字のみに着目せず、事象を多角的に捉え、特に因果プロセスを丁寧に追う手法」(正木 2021)¹⁶である。まずは、前章のロジックモデルにて「旧姓の通称使用の拡大」の視点から検討した指摘1(旧姓の通称使用ができない又はできない場合がある手続等)、指摘2(本人、企業等の経済的なコスト、負担等)、指摘7(女性活躍の妨げになっている)について、さらに分析を進める。

指摘1(旧姓の通称使用ができない又はできない場合がある手続等)においては、税金関連の手続(税務書類(申告書等)、納税通知書等)、銀行口座(一部で非対応)、クレジットカード(個社により異なる)などが挙げられている。 I 序論であげた、マイナンバーカード等への旧姓併記による身分証明がいずれも受け入れられない事例である。 賛成派によれば、日本で最大の口座数を持つゆうちょ銀行で旧姓による団体の口座開設が認められない等の不利益が解消されておらず¹⁷、現状の旧姓の通称使用の拡大では少なくとも不十分であるといえる。しかし、反対派からすれば、こうした不都合を一つずつ解消すればいいとの考えに立つかもしれない。

指摘2(本人、企業等の経済的なコスト、負担等)については、本人の旧姓併記、改姓の手続等にかかる金銭的負担、時間的負担、企業、団体等における人事、給与管理上の負担(通称及び戸籍名の2つの名前の管理のためのシステム改修等のコスト、人事、給与手続の煩雑化)等、個人識別の誤りのリスクやコストの増大について挙げられている。先述の通り、令和3年最高裁大法廷判決の反対意見でも、社会的なダブルネームの整備コスト等が指摘されている。

指摘7(女性活躍の妨げになっている)については、改姓による業績、研究実績(論文、特許等)、経歴の分断等、事業承継における困難等があげられている。世界経済フォーラムの発表するジェンダーギャップ指数で第 30 位 (2021 年。日本は 120 位) 18 であり、女性の活躍が進むと想像されるアメリカにおいて、Goldin and Shim(2004)によれば、1970 年代半ばから 2001 年までの『New York Times』紙に掲載された結婚式のお知らせのデータ、1990 年から 2000 年までのマサチューセッツ州の出生記録のデータ、および 1980 年のハー

¹⁷井田奈穂「医師が患者から「二セ医者!」と責められ…旧姓の通称使用「トラブル続出」の現実」FRaU <u>https://gendai.ismedia.jp/articles/-/88756?imp=0</u>(2022年1月4日最終アクセス)

¹⁶ 授業スライド,第 6 週,pp.20

¹⁸内閣府男女共同参画局「共同参画」2021年5月号

バード大学のクラスのデータを分析した結果、1970 年代半ばに始まった女性が結婚しても姓を変えない傾向は、1980 年代に高まったが、1990 年代に鈍化し、2000 年代において結婚しても姓を変えない女性は約3割である ¹⁹。つまり、約 7 割の女性は、男性の姓に改姓している。このことを踏まえると、「選べるのに選ばない」のは、夫婦同姓でも別姓でも女性活躍の妨げにはならず、「旧姓の通称使用の拡大」で一つ一つ課題をなくしていけばそれでいいとするロジックが成り立つ可能性はある。

また、「7 つの指摘」のうち、「旧姓の通称使用の拡大」は、指摘3(本人の心理的な負担等)、指摘4(改姓によるアイデンティティの喪失)、指摘5(婚姻の妨げになっている)の解決方法としては当てはめにくい。平成 27(2015)年最高裁大法廷の指摘する氏名のもつ2つの機能のうち、②個人の人格を象徴する機能が、主に指摘 3・4・5に対応している。また、I 序章でのまとめの通り、「旧姓の通称使用の拡大」はグローバル環境においては課題解決に資するといい難く、指摘6(渡航や外国生活における支障)に応えるともいいがたい。

②定量的手法

a:旧姓の通称使用の行政コスト

「7 つの指摘」のうち、指摘2(本人、企業等の経済的なコスト、負担等)に挙げられる、通称及び戸籍名の2つの名前 の管理のためのシステム改修等のコストについては、平成 28(2016)年の国会での質疑において、マイナンバーカ ードへの旧姓併記のため、全国 1740 市区町村の住民基本台帳ネットワークシステムの改修が必要であり、これに かかる費用 93.8 億円を平成 28 年度第二次補正予算案に、3.4 億円(希望する者に係るマイナンバーカード等へ の旧姓の併記等を可能とするよう、システム改修等を実施する社会保障・税番号制度システム整備費補助金)を平成 29 年度当初予算の概算要求に新規予算として盛り込んだことが取り上げられた20。平成 29 年度当初予算は結果 的に 0.2 億円に減額されたが²¹、同年度補正予算で「女性の一層の活躍を推進するため、希望する者に係るマイナ ンバーカード等において、旧氏(旧姓)併記を可能とするよう、全国 1741 市区町村の既存住基システム等を改修」す るとして、女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に 100.0 億円が計上された²²。野 田聖子総務大臣(当時)は、2016(平成 28)年 5 月の閣議決定等に基づき女性活躍の観点から旧氏使用の拡大の 取組を進める必要があるとし、具体的な取組として、マイナンバーカード等に旧氏併記を可能とするべく、予算を確 保できる最も早い機会を捉えて、平成 28 年度第 2 次補正予算で影響調査やシステム設計の経費として 93.8 億 円を計上したと理由を述べた。これにより、1741 市区町村の既存住基システムの影響調査と設計、併せて全国シス テムの改修(カード管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証システム)を完了させ、その後平 成 29 年の秋に、市区町村などで調整してきたシステム改修上の課題が解決できるという見通しになったことから、 平成 30 年度以降速やかに実施すべきとする閣議決定等に基づき、全市区町村のシステム開発を平成 29 年度中 に前倒しして実施することとし、必要な経費 100.0 億円を平成 29 年度補正予算案に計上したと説明した²³。結果 的に、事業は平成 30 年度にも繰り越しされ、3 か年で合計 175 億 6,900 万円の執行額にて事業を終えた²⁴。

かかる対応としての旧姓併記対応設計に要したシステム改修費用 175 億円の妥当性の検証は、税財源を投入する経済合理性の観点に照らして、「旧姓の通称使用の拡大」が選択的夫婦別姓制度の導入に代替するのかを定量的に判断するうえで有効な材料となる。選択的夫婦別姓制度導入にあたっては民法 750 条の改正以外に、日本独自の「戸籍制度」の取り扱いが課題となるが、具体案として、1996(平成 8)年の法制審議会答申の際に、同じく法務

¹⁹ Claudia Goldin and Maria Shim. 2004. "Making a Name: Women's Surnames at Marriage and Beyond". Journal of Economic Perspectives—Volume 18, Number 2—Spring 2004—Pages 143–160

²⁰ 第 192 回国会参議院総務委員会会議録第1号, 2016 年 10 月 11 日,p4

²¹ 総務省「平成 29 年度総務省所管予算の概要」pp.17

²² 総務省「平成 29 年度総務省所管補正予算の概要」pp.3

²³ 参議院「第196 回国会参議院予算委員会会議録第三号平成三十年二月一日」,pp.12

²⁴ 総務省「平成 31 年度行政事業レビューシート 0048 女性活躍等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実等に必要な経費」

大臣の民事行政分野に関する諮問機関である民事行政審議会が示した、別氏を選択した夫婦について、戸籍の筆頭者欄のほかに、夫及び妻の名欄に夫婦それぞれの氏を記載し、子の名欄に戸籍の筆頭者の氏を記載し、子の父母欄には父母のそれぞれの氏を記載する方法がある²⁵。より具体化させた方法として、国を相手取り夫婦別姓訴訟を2018年に提起した青野慶久氏は「社会全体の変更コストを低く抑え、『本名を変えずに結婚する』という基本ニーズを満たす」というポイントを押さえつつ、「現行の現場オペレーションと親和性が高い」「改姓したくない人が自分自身で意思決定して届け出られる」「今後さらなるニーズに対応していくことを想定したとき、拡張が容易である」「反対派への配慮」の4つの観点から、「婚姻届は変更せず、『婚前時に使っていた氏を使い続けたい』ことを別途届け出る」方法を提案している²⁶。青野は、現行の手続きとの親和性が高い点について、離婚時に氏を戻さず使い続ける「婚氏続称の届け出」、外国人と結婚し夫婦同姓を選択する場合の「氏の変更届」を挙げ、業務手続きの一貫性を保てるとしている。青野氏の方法は、民法改正によってではなく、戸籍法改正により戸籍事務手続きを変えるものである。青野氏の方法について、明示的な必要費用の試算は無いが、ここで、2019年に成立した改正戸籍法が、市町村

青野氏の方法について、明示的な必要費用の試算は無いが、ここで、2019 年に成立した改正戸籍法が、市町村の管理する戸籍データを、法務省の管理システムをネットワークでつなぎ本籍地以外の自治体が戸籍データを閲覧可能な状況を 2024 年に実現することを目指している件を援用し考えてみる²⁷。このシステム改修には 325 億5,500 万円の予算が計上されている²⁸。単純比較はできないが、旧姓の通称使用にかかる住基システム改修の 175 億円と、戸籍データの全国ネットワーク化にかかるシステム改修の 325 億円が、「旧姓の通称使用の行政コスト」という点で一つ参考となる定量的な分析視点となる。もし、戸籍データの全国ネットワーク化のタイミングに合わせ、再度の法改正によって青野氏の方法に基づくシステムを同時に実装することが決定したと仮定し、システム改修の追加的コストが 175 億円を下回ると見込まれるならば、(青野氏の方法での)選択的夫婦別姓制度を採用すべきかもしれないし、これが 175 億円を上回るならば、旧姓の通称使用の拡大は、経済合理性の観点からから戸籍システム改修による選択的夫婦別姓導入よりも正しかったというべきかもしれない。ただし、あくまでも青野氏の案は戸籍法に焦点を当てた方法であって、戦前の「家制度」を戸籍の「筆頭者」制度で連綿と温存しているといった戸籍制度そのものへの批判と、あくまで求めるべきは実体法としての民法改正による選択的夫婦別姓制度の導入であるとする批判は考慮していない。また、旧姓の通称使用にかかる住基システム改修はすでに 175 億円かけて実施済みであり、仮に戸籍事務システムの改修で選択的夫婦別姓制度を導入する案が 175 億円を十分に下回るとしても、住基システム改修の 175 億円はサンクコスト効果(これまで費やした費用を惜しむあまり、今後の意思決定に影響を及ぼす効果)を生むかもしれない。

b:選択的夫婦別姓への支払意思

②-a 旧姓の通称使用の行政コストでは、「7 つの指摘」のうち、指摘2(本人、企業等の経済的なコスト、負担等)について行政システム改修の側面から論じたが、ここでは選択的夫婦別姓を、お金を払ってでも実現したいと人々が思うかを定量的に分析した研究を見る。WEB 調査データを用いた定量的手法に基づく既存研究として、Omura(2019)がある。日本の現行の婚姻姓に関する法制度と、選択的夫婦別姓制度を家族法(民法第 4 編親族と第 5 編相続および附属法を合わせた講学上の概念)改正で実現することの、厚生(welfare)と公正性(fairness)への影響を比較検証している。この中で、WEB 調査で収集した有効サンプル 2000 名の回答を用いた定量的実証検証として、姓の保持(surname retention)と自分の望む法的状態の支持(legal support)に対するWillingness To Pay(WTP:支払意思額。結婚前の姓の保持、自分の望む法的状態の支持をするのにいくら

²⁵ 衆議院「第196 回国会衆議院法務委員会会議録第二号平成三十年三月二十日」pp.11

²⁶青野慶久「選択的夫婦別姓の実現方法」https://note.com/yoshiaono/n/na174f2dcea1b (2022年1月15日最終アクセス)

²⁷日本経済新聞,2019 年 5 月 24 日 https://www.nikkei.com/article/DGXMZO45207720U9A520C1CR0000/

²⁸ 法務省「令和 4 年度予算(案)について」https://www.moj.go.jp/content/001362295.pdf (2022年1月15日最終アクセス)

払う意思があるのか)について分析を行っている。姓の保持に関する WTP を見ると、選択的夫婦別姓を希望する 女性は、男性に比べて、姓を保持する WTP の可能性が高いことがわかった。対照的に、自分の望む法的状態の支持 に関する WTP は大多数の人にとってゼロであり、好ましい法的方針を支持するインセンティブが一般に小さいこと が示された。しかし、自分の望む法的状態の支持に関する WTP の期待値が最も高かったのは、法改正を支持する 選択的夫婦別姓希望者たちであり、法改正によって社会的な福祉が向上する可能性が示唆された。また、法改正に 強く反対する夫婦同姓希望者には顕著な男女差がみられ、特に男性からの法改正への反発が強いことが示唆された ²⁹。これらの定量的実証分析の結果等を踏まえ、論文では、法改正による選択的夫婦別姓の導入が社会厚生の向上 につながり、法改正反対派の主張する外部性不効用(要するに、選択的夫婦別姓を導入すると家族や夫婦の絆が壊れるといった、彼らの信ずる価値観を毀損する負の外部性があるということ)は、公正性の観点から支持し得ないと 結論付けている。

この論文の結論に鑑みれば、「7 つの指摘」のいずれの理由からそれを望むかはさておき、たとえ経済的なコストを負ったとしても、選択的夫婦別姓の導入は社会厚生を増大させる側面から定量的に正当化されうる。ただし、この分析は因果関係を示すことにはならないため、「結婚する夫婦の幸せ度を増すために、選択的夫婦別姓を導入しよう」というロジックで政策実現を目指すことは適切ではない。また、自分の望む法的状態の支持に対する WTP について、それを肯定的に表明した(より多額を支払う意思がある)中では、選択的夫婦別姓導入賛成派が最も多いグループであったが、回答比率を見ると、賛成派では性別を問わずほぼ同じであるのに対し、反対派(夫婦同姓派)では男性が 2~3 倍多く支払意思を表明していることも注意が必要である。すなわち、「お金を支払ってでも、選択的夫婦別姓の導入には反対したい」という意思が定量化されたことを意味し、この強さによっては、選択的夫婦別姓の導入は、現在想定していない社会経済的コスト(例えば、怨嗟によるバックラッシュ、ヘイトクライム、社会不安への対応にかかる費用)を生みだすかもしれない。

③理論的手法:選択的夫婦別姓制度は、パレート改善を促す政策ではないのか

「旧姓の通称使用の拡大」から再び一段レベルを上げて、選択的夫婦別姓制度導入の是非について、理論的手法により論ずる。そもそも、選択的夫婦別姓制度は「選択的」であるからして、パレート改善、すなわち、ある状態から別の状態に変わることで、誰も不幸にならず、かつ、誰かがより幸福になる政策³⁰と捉えられるのではないかとの疑問が生ずる。これについて、Omura(2019)は、家族法改正法案を選択的夫婦別姓制度の導入とした際に、これをパレート改善であるとの観点からも分析している。カップルの各個人の姓の保持に関する選好を①保持②変更③無関心の3つのタイプに分類し、法律婚の権利を行使する(m1)と法律婚の権利を放棄する(m0)の2つの権利セットを想定し、選択に対応するカップルそれぞれの厚生(Welfare)の状態をW^H(高厚生)とW^L(低厚生)と表現し、整理した(Table A1)³¹。

²⁹ Makiko Omura, 2019, "Why can't I keep my surname? the fairness and welfare of the Japanese legal system", Feminist Economics, 2019Vol. 25, No. 3

³⁰授業スライド 第7週, pp.11

³¹ Makiko Omura,2019, "Why can't I keep my surname? the fairness and welfare of the Japanese legal system", Feminist Economics, 2019Vol. 25, No. 3, なお、Table A1 およびパレート改善に関する詳細な分析は、同論文の supplemental online appendix より引用。

https://www.tandfonline.com/doi/suppl/10.1080/13545701.2019.1588467/suppl file/rfec a 1588467 sm6104.pdf (2022 年 1 月 16 日最終アクセス)

Table A1 Choice sets and welfare of a couple wishing to get married

		Couple surname preference types					
State	Choice	Retain-Retain	Retain-Change	Retain-Indifferent	Indifferent-Change	Indifferent- Indifferent	
State1:	Marry	W ^{HH} (m1, n1), W ^{HL} (m1, n0)	W ^{HH} (m1, n1), W ^{HH} (m1, n0)	W ^{HH} (m1, n1), W ^{HH} (m1, n0)	W ^{HH} (m1, n1), W ^{HH} (m1, n0)	W ^{HH} (m1, n1), W ^{HH} (m1, n0)	
Current law	Not marry	W ^{LH} (m0, n1), W ^{LH} (m0, n1)	-	5	-	-	
State2:	Marry	W ^{HH} (m1, n1), W ^{HH} (m1, n1)	W ^{HH} (m1, n1), W ^{HH} (m1, n0)	W ^{HH} (m1, n1), W ^{HH} (m1, n1,0)	W ^{HH} (m1, n1,0), W ^{HH} (m1, n0)	W ^{HH} (m1, n1,0), W ^{HH} (m1, n1,0)	
Revised law	Not marry	2	(%)	-	a#a	*	

Notes: m1 = exercise the right to legal marriage; m0 = relinquish the right to legal marriage; n1 = exercise the right to keep one's surname; n0 = relinquish the right to keep one's surname; W^{ij} indicates welfare from marriage (i) and surname (j) choices, where superscripts i,j=H,L indicate high welfare and low welfare, respectively.

これに基づけば、現行法の下では、①法律婚の権利を行使する場合に、カップルの両者とも姓を保持したい選好を有する場合、カップルのいずれか一方が低厚生となり(TableA1 State1 Marry かつ Retain-Retain のWHL(m1,n0)))、②法律婚の権利を行使しない場合、カップルの両者とも姓を保持したい選好を有する場合に、カップルの両者とも低厚生となる(同 Not Marry かつ Retain-Retain のWLH(m0,n1))。一方、改正法の場合、いずれの選好においても、カップルの両者とも高厚生となる。よって、パレート改善がなされるため、選択的夫婦別姓を可能にするために家族法を改正することは自然な結論であると思われるとしている。ただし、敢えてここで筆者が付すならば、「相手に自身の姓を名乗らせたい」との選好を持つ人が社会に多く存在する場合、パレート改善にならないという可能性は、正当化されうるかは議論の余地がありつつも、検討する必要があるとは言える。

選択的夫婦別姓が導入されればパレート最適が実現することを示す別の研究もある。Susan L. Kline et.al.(1996)は、アメリカで 110 名の女性を対象に、結婚時の姓について女性が姓を決定する過程を定量的・定性的に探った。姓の決定にかかわる問題を明らかにするため、女性の姓の決定と結婚の質に焦点を当てた質問などを通じて、選択された姓と関係性の質(満足感、愛、親密さなど)との関連を検討し、姓の意味と女性の結婚の意味との関係を解釈した。その結果、姓を変える人のグループ(Changers)、婚姻前の姓を維持する人のグループ(Keepers)、夫婦の姓を組み合わせる人のグループ(Name combiners)は、それぞれ異なる論点を考慮して決断しているが、3 つのグループの夫婦の関係性の特徴には大きな違いは無いことがわかった。しかし、姓に関する決断の理由はグループごとに大きく異なった。Changers は、姓は伝統的で象徴的な結婚の一部であり、一体感を約束すると考えた。Keepers は、キャリアや、職業上のアイデンティティ、自分自身の感覚に与える影響についてより深く考えていた。Name combiners は、自分の出身家族とのつながりを維持するのと同時に、仕事上や自分個人ののアイデンティティも維持したいと考えていた。また、Name combiners は、姓に関する自分の決定は、結婚へのコミットメントを維持するためのものであると同時に、新たな自分のアイデンティティを作るためのものであると考えていた。32。このように、選択的夫婦別姓制度の下での3グループは、三者三様に最も納得した選択をしている。つまり、これ以上、誰の効用(幸せ感)も減少させない状態で、誰かの効用を増加させることは不可能であり、パレー

10

³² Susan L Kline, Laura Stafford, Jill C.Miklosovic. (1996). "Women'surname:Decisions, Interpretations and Associations with Relational Qualities". Journal of Social and Personal Relationships. 13.4. pp.593-617

④Ⅱ-1のまとめ~「指摘4(改姓によるアイデンティティの喪失)に対し、選択的夫婦別姓制度の導入は、旧 姓の通称使用の拡大と比べて、効果がない」とする帰無仮説の検証~

記述的視点による分析のまとめを記す。①定性的手法:賛成派が主張する「7 つの指摘」が実際に生じているのかの因果プロセスの検証 においては、指摘1(旧姓の通称使用ができない又はできない場合がある手続等)、指摘2(本人、企業等の経済的なコスト、負担等)、指摘7(女性活躍の妨げになっている) についてさらに分析を進めた。指摘1においては、現状の旧姓の通称使用の拡大では少なくとも不十分であると確認できたが、反対派からすれば、こうした不都合を一つずつ解消すればいいとの考えが成り立つかもしれないと指摘した。指摘2については、先述の通り、令和3年最高裁大法廷判決の反対意見でも指摘されている通り、である。指摘7については、選択的夫婦別姓のアメリカで、結婚しても姓を変えない女性は約3割いる事実を確認し、「選べるのに選ばない」のは、夫婦同姓でも別姓でも女性活躍の妨げにはならず、「旧姓の通称使用の拡大」で一つ一つ課題をなくしていけばそれでいいとするロジックが成り立つ可能性を検討した。

また、「7つの指摘」のうち、指摘3(本人の心理的な負担等)、指摘4(改姓によるアイデンティティの喪失)、指摘5 (婚姻の妨げになっている)に対応するのは、氏名の持つ②個人の人格を象徴する機能なのであって、「旧姓の通称使用の拡大」による課題解決のロジックが当たらないことを確認した。また、I 序章でのまとめの通り、「旧姓の通称使用の拡大」はグローバル環境においては課題解決に資するといい難く、指摘6(渡航や外国生活における支障)に応えるともいいがたい。

続いて、②定量的手法 a:旧姓の通称使用の行政コスト として、旧姓の通称使用にかかる住基システム改修に要した 175 億円(※執行額ベース)と、戸籍データの全国ネットワーク化にかかるシステム改修の 325 億円(※予算額ベース)を、「旧姓の通称使用の行政コスト」という点で定量的な参考分析材料として挙げた。さらに、b:選択的夫婦別姓への支払意思額では、たとえ経済的なコストを負ったとしても、選択的夫婦別姓の導入は社会厚生を増大させる側面から定量的に正当化されうる点を論じた。

そして③理論的手法では、選択的夫婦別姓制度のパレート改善性を検討した論文を取り上げ、選択的夫婦別姓を可能にするために家族法を改正することはパレート改善となり、自然な結論であるとした。また、選択的夫婦別姓制度のアメリカで姓を変える人のグループ(Changers)、婚姻前の姓を維持する人のグループ(Keepers)、夫婦の姓を組み合わせる人のグループ(Name combiners)の夫婦の関係性の質には大きく違いはなく、女性の姓の決定は三者三様に納得のいく形での決定理由があることを明らかにした論文を取り上げ、これ以上、誰の効用(幸せ感)も減少させない状態で、誰かの効用を増加させることは不可能であり、選択的夫婦別姓制度下の結婚における女性の効用がパレート最適であるといえると述べた。

以上の議論を振り返ると、いずれも指摘4(改姓によるアイデンティティの喪失)に対しては、有効な論点を提示していない。ここで、「指摘4(改姓によるアイデンティティの喪失)に対し、選択的夫婦別姓制度の導入は、旧姓の通称使用の拡大と比べて、効果がない」と帰無仮説 H₀を置く。ここで、旧姓の通称使用の拡大が、いかなる観点からも指摘4への救済をなしえていない事実があれば、H₀ は棄却される。最高裁令和 3 年大法廷判決における抗告人らのように、「生来の氏名が失われることによるアイデンティティの喪失を受け入れることができず双方が生来の氏を使用することを希望する者」がいる状況に対して、「単一の氏の記載(夫婦同氏)を婚姻成立の要件とするという制約」³³が残ったままでいくら旧姓の通称使用を拡大しても、無意味であり、救済されない。よって H₀ は棄却され、「指摘4(改姓によるアイデンティティの喪失)に対し、選択的夫婦別姓制度の導入は、旧姓の通称使用の拡大と比べて、効

³³ 最大判令和3年6月23日 令和2年(ク)第102号 市町村長処分不服申し立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件

果がない」とはいえず、少なくとも、指摘4(改姓によるアイデンティティの喪失)に対して、旧姓の通称使用の拡大は、 選択的夫婦別姓制度の導入に比べて、効果を持たない。

しかし、これだけ論を重ね、旧姓の通称使用の拡大という反対派の中心にある主張では解消できない課題の存在を明らかにし、選択的夫婦別姓制度導入賛成に理があると思われる中でも、反対派が依然として存在する。現に最高裁は違憲判決を下していない。これはなぜなのか、II 2では、規範的視点から、さらに論ずる。

2 規範的視点による分析

①功利主義の観点からの、選択的夫婦別姓制度導入の是非

功利主義は、「道徳的に正しい行為や政策とは、社会の成員に最大の幸福をもたらすものである」(キムリッカ 2005)34と説明される。先述の Omura(2019)は、法改正反対派の主張する外部性不効用は、公正性の観点から 支持し得ないと結論付けているが、これは議論の中で、功利主義の観点からも論じられている。Omura は、 Dworkin(1977)35を引用し、反対派の主張する外部性不効用、すなわち、他人の選択によって自分が受ける不利 益を、公正性においてどの程度考慮する必要があるのか検討している。Dworkin(1977)は、自身が享受する個人 的な選好と、他人が享受する外的な選好は区別されるべきだと主張しているとして、外面的な効用は社会厚生関数 に含まれるべきではないとしている36。現行法の下では、夫婦同姓を望む夫婦と、夫婦別姓を望む夫婦が得られる 厚生のレベルに差がある。功利主義の構成要素である総和主義(行為や政策の正しさが、人々の幸福の総和を最大 化するかどうかで決まる)に照らせば、夫婦別姓を望む夫婦が得られるはずの厚生の分だけ社会全体での幸福は損 をしていることになるので、現行法は功利主義的に適正な状況とはいえず、選択的夫婦別姓の導入は厚生の総和を 増加させるため、正当化される。ただし、一般的に Dworkin の議論は、社会全体の利益の増加を中心に据えて個人 の権利を社会的利益増大の要求に従属させる功利主義に対して、権利の優位を説いており、功利主義批判の論客と して認識されている。このため、敢えて Dworkin の議論をいったん退けたうえで単に総和主義の観点から検討す れば、選択的夫婦別姓制度の導入は、家族の絆の崩壊、子どもが親の姓と異なりいじめられるかもしれない、などと する反対派の主張する外部性不効用の分だけ、社会全体の幸福の総和が減少するかもしれず、単純な功利主義では 選択的夫婦別姓制度の是非を問えないかもしれない。さらに、功利主義に対しては、厚生(幸福、あるいは効用)の総 和を計算可能と捉えたうえで行為や政策の正しさの基準としているが、厚生の測定は不可能であり、総和や、個人間 比較はできないとの批判が成り立ちうる。この批判に立てば、選択的夫婦別姓制度の導入による賛成派の効用の増 加分と、選択的夫婦別姓制度を導入しないことによる反対派の効用の非減少分(導入すると家族や夫婦の絆が崩壊 し効用が減ずる、というロジックに基づく減少が起こらないこと)は、単に比較し得ない。

②功利主義では説明しきれない側面について

a: 倫理学的側面から(義務論)

義務論は、行為が道徳規則や原理と適合するときのみ正しいとする立場であり、社会の成員に最大の幸福をもたらすものが道徳的に正しい行為や政策であるとする功利主義と立場を異にする。Conway and Gawronski(2013)は、個人の義務論的傾向と功利主義的傾向の強さを独立して定量化し分析し、義務論的傾向と功利主義的傾向それぞれの個人差をとらえるために過程を分離することの有用性が確認されたとし、道徳的判断において、義務論的傾向と功利主義的傾向がそれぞれ独立して寄与していることを示した。同研究の中で、義務論的

³⁴ W.キムリッカ(2005)「現代政治理論」日本経済評論社, pp.16

³⁵ Omura(2019)が文中で Ronald Dworkin (1977). "Taking rights seriously". London: Duckworth を引用している。

³⁶ Makiko Omura, 2019," Why can't I keep my surname? the fairness and welfare of the Japanese legal system", Feminist Economics, 2019Vol. 25, No. 3, pp.176

傾向は、情緒的関心、視野の広さ、宗教性と関連し、功利主義的傾向は、認知の必要性と関連することが明らかになったとしている³⁷。 I 1②で挙げた反対派の主な主張には、「家族の絆を保つのが難しくなる(から良くない)」「子どもにとって好ましくない影響がある(から良くない)」「子供の名前を両親のどちらの姓にするのか決めるときに対立構造が生まれる(からかわいそうだ)」といった旧来の家族制度を維持する観点や、「日本は日本、外国は関係ない。堂々と日本として守っていけばいい」など、国家観への思いがみられたが、先述の研究結果を考えれば、これらはいずれも情緒的関心であって、義務論的傾向に通ずると言える。すなわち、反対派は、義務論的観点からのみ、正当性を主張していたといえるのではないか。これは、例えば包括宗教法人神社本庁の関連政治団体である神道政治連盟(2021)が主張する選択的夫婦別姓の不必要性が、功利主義的観点からは説得力を持ちえず(選択的夫婦別姓を望む人の存在を、「実は、別姓になることを本当に望んでいる人は多くないんだよ」とし、その人たちの分の社会厚生が選択的夫婦別姓導入が実現すれば増大するという功利主義的構造を理解できていない)、義務論的観点を強く推す内容であることに符合するともいえる³⁸。

これに対し、賛成派の「7 つの指摘」は、義務論的観点からも、功利主義的観点からも、選択的夫婦別姓の導入を正当化しうるのではないか。氏名のもつ2つの機能①個人を他人から識別し特定する機能 ②個人の人格を象徴する機能 についていえば、前者は功利主義的観点から、後者は義務論的観点からの議論と親和性がある。「7 つの指摘」でいえば、功利主義的観点からは、指摘1(旧姓の通称使用ができない又はできない場合がある手続等)・指摘2(本人、企業等の経済的なコスト、負担等)・指摘6(渡航や外国生活における支障)・指摘7(女性活躍の妨げになっている)が対応し、義務論的観点からは、指摘3(本人の心理的な負担等)・指摘4(改姓によるアイデンティティの喪失)・指摘5(婚姻の妨げになっている)が対応する。これらの指摘を、選択的夫婦別姓の導入で解決することは、義務論的観点からも、功利主義的観点からも、正当化しうる。

b:平等の観点から

「平等」が意味するところは様々であり、結果を問題にする場合と、過程を問題にする場合の 2 つに大別される。 Elizabeth(2007)は、アメリカにおける夫婦別姓をめぐる法的制度について論じ、より平等主義的なありかたを検討している。論文では、現在のアメリカの婚姻時のデフォルト・ルールは Keeping(婚姻前の姓を維持すること)となっており、これは一見すると社会的習慣を型破りな方向に導く進歩的なものに見えるかもしれないが、実際にはこのデフォルト・ルールは、アメリカの命名規則の最も定着した側面である、男性が結婚時に姓を変更することはほとんどないという事実に何も挑戦していないことであると指摘している39。選択的夫婦別姓の導入だけでは、実際には多くが古くからの慣習と同じように同姓を選んでいる事実、すなわち、結果の平等の観点から、これを批判している。裏を返せば、「選択的夫婦別姓を導入しても、結果の平等=全員が男女別姓を選ぶことが当たり前の風土となることはない」ことの裏付けともなる。つまり、選択的夫婦別姓導入反対派にとっては、ある種の安心材料ともいえる。反対派にとって受け入れがたい社会風土には決してなりえないがゆえに、賛成派の求める、選択的夫婦別姓制度を導入しても支障がないはずだとの議論が成り立つ。

また、Hoffnung(2006)は、伝統的ではない婚姻姓を選択した花嫁の割合と、名前の選択に関連する特徴を評価し、伝統的ではない婚姻姓を選択した花嫁に、結婚年齢が高いこと、フェミニスト的な考え方が強いこと、キャリアへのコミットメントが高いこと、母親の役割を重視していないこと、などの特徴があることを述べた⁴⁰。つまり、一部

³⁷ Paul Conway and Bertram Gawronski. (2013) "Deontological and Utilitarian Inclinations in Moral Decision Making: A Process Dissociation Approach". Journal of Personality and Social Psychology 2013, Vol. 104, No. 2, pp.216-235 ** 神道政治連盟(2021)「選択的夫婦別姓って本当に必要なの?答えは「ノー」です! Jhttps://www.sinseiren.org/booklet2.pdf40.html (2022年1月17日最終アクセス)

³⁹ Emens, Elizabeth F. (2007) "Changing Name Changing: Framing Rules and the Future of Marital Names". University of Chicago Law Review 74(3):761-863

⁴⁰ Hoffnung, Michele. (2006) "What's in a Name? Marital Name Choice Revisited". Sex Roles 55(11 12):817-825

の進歩的な女性が選択しているという事実が導かれている。ここからも、選択的夫婦別姓を導入しても、あくまでも 過程の平等が実現されるだけであって、結果の平等ではないため、反対派が危惧するような、夫婦別姓を当たり前 とするような風土の醸成には平等の観点からもなりえないと結論づけられる。

■Ⅲ 結論

本レポートでは、選択的夫婦別姓(別氏)制度を導入するべきか否かについて、反対派の「旧姓の通称使用の拡大で対応可能だ」という主張が果たして当てはまるのかを中心に論を進めた。まず、賛成派・反対派双方の主張を整理し、「旧姓の通称使用の拡大」に関するロジックモデルを検討した。その結果、限定的状況(「7 つの指摘」の指摘3・4・5を無視する)、「旧姓の通称使用の拡大」が選択的夫婦別姓制度の導入に代替する可能性を有することがわかった。しかし、たとえ制限付きのロジックにおいても、指摘1・2・6・7について、本当に「旧姓の通称使用の拡大」がこれらを解決しうるのかさらなる検討が必要であり、これを記述的視点から分析した。記述的視点において、定性的分析では旧姓の通称使用の拡大は指摘1・2・7の解決に至る可能性はあるものの、やはり指摘3・4・5には当たらず、指摘6に対しても効果は疑わしいとわかった。定量的分析では、行政コスト比較では評価が難しいが、支払意思額の分析等からは、たとえ経済的なコストを負ったとしても、選択的夫婦別姓の導入は社会厚生を増大させる側面から定量的に正当化されうると論じた。さらに理論的分析においても、選択的夫婦別姓制度の導入はパレート改善を促し、すでに選択的夫婦別姓制度が導入されているアメリカでもパレート最適な状態があることがわかった。

ここまで分析し、賛成派が圧倒的有利と思われるが、なお規範的視点から分析を加えた。功利主義の構成要素である総和主義に照らせば、夫婦別姓を望む夫婦が得られるはずの厚生の分だけ社会全体での厚生の総和は損をしているので、現行法は功利主義的に適正な状況とはいえず、選択的夫婦別姓の導入は厚生の総和を増加させ、正当化されるとした。ただし、功利主義そのものへの批判等から、反対派の主張が成り立ちうる側面もあった。さらに、義務論の観点からは、反対派が義務論的観点のみに依拠しているのに対し、賛成派は義務論的観点と功利主義的観点の両面から正当化されうるとわかり、「平等」の観点からは、「選択的夫婦別姓を導入しても、結果の平等=全員が男女別姓を選ぶことが当たり前の風土となることはない」から、反対派にとって受け入れがたい社会風土には決してなりえず、したがって賛成派の求める、選択的夫婦別姓制度を導入しても支障がないはずだとの議論を組み立てた。

以上のことから、本レポートでは、旧姓の通称使用の拡大は、選択的夫婦別姓制度の導入に代替しえず、選択的夫婦別姓制度を導入するべきであると結論付ける。